

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日休日に当り、
日替は、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定
土地改良区の設立認可の適否の決定
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の工事の完了
都市計画事業の事業計画の変更の認可
- ◇ 選管告示 政治活動のために寄附を受け又は支出することができない政治団体
- ◇ 教委告示 鳥取県指定天然記念物の指定
- ◇ 公安告示 風俗営業取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第四百五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤整形外科医 院	鳥取市片原二丁目二二	昭和五十七年三月二十五日
中下 医 院	境港市朝日町九三	昭和五十七年三月三十一日
上 田 医 院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	"
龜山齒科医院	倉吉市上井町二丁目二一三	昭和五十七年三月十五日
田本齒科医院	米子市万能町九	"
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	昭和五十七年四月一日
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	"
安達 医 院	東伯郡東伯町大字中興寺 三五八	"
市場 医 院	境港市湊町一五二	"

前川 齒科医院

鳥取市湖山町北六丁目二五八

昭和五十七年三月八日

鳥取県告示第四百六号

昭和五十七年二月二日付けで八頭郡智頭町大字真鹿野六七番地谷口泰一ほか十九人の者から申請のあつた智頭土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年四月十日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
智頭町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七号

昭和五十七年二月十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（小河内地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年四月十日から二十一日間
 - 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第四百八号
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	西伯地区ほ場整備事業 西伯(伐株)地区ほ場整備事業	工事了年月日	昭和五十七年一月十八日	屈出者	西伯町土地改良区
	"		"		"

鳥取県告示第四百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道(末恒処理区)
- 三 事業施行期間
昭和四十八年一月九日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定に基づき、昭和五十七年四月一日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地
阿部昇後援会	松本 節夫 武良 英三	英三	境港市高松町一八六
上田禮之後援会	中谷 俊義 上田 美好	美好	八頭郡佐治村加瀬木二二九〇一
大川紀久後援会	田中 広正 坂本 武男	武男	倉吉市金森町三八一二
酒林有造後援会	佐迫 是信 塩谷宗之助	宗之助	東伯郡赤碓町赤碓一八四二一二

竹本憲治後援会	杉本 勝利 田中 敏博	八頭郡若桜町若桜一三五
徳安実蔵八頭青年会	湯ノ口隆昭 坂本 和久	八頭郡郡家町宮谷一〇〇一—二
中本実夫後援会	福田 寿郎 井上 克己	米子市明治町五七
山本武宣後援会	坂口 安治 田中 政雄	鳥取市吉岡温泉町六三二—一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をする。

昭和五十七年四月九日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

名 称	所 在 地	所 有 者	所有者の住所	地 積、形 状
聖神社社叢	日野郡日野町黒坂字宮山一七九四、一七九五、一七九六	聖 神 社 代表役員 長谷部包国 稲 荷 神 社 代表役員 長谷部包国	日野郡日野町黒坂一七九六 日野郡日野町黒坂一七九五	地積 約一・一五ヘクタール 形状 ケヤキ、スギ、ヒノキ、シラカシ、ウラジロガシの巨木を含む極相林で、垂高木層、低木層の階層構造がある。
金華山熊野神社社叢	西伯郡西伯町大字八金字金華山一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二	熊 野 神 社 代表役員 今岡 莊吾	西伯郡西伯町大字八金一二三二	地積 約七・九五ヘクタール 形状 金華山の頂上一帶に残るスダジイ、シラカシ、ウラジロガシを混えた天然性の高い極相林である。
粟島神社社叢	米子市彦名町字粟島山一四〇五、一四〇五次	粟 島 神 社 代表役員 佐々木式好	米子市彦名町一四〇五	地積 約二・九六ヘクタール 形状 独立丘陵上をシイ型、タブノキ型の原始林が覆い、日のよく当たる小尾根には、アカマツ、クロマツの巨木が茂り、ヤブツバキの古木も多い。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年四月九日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 己

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十七年四月二十八日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

米子市朝日町二八番地

柚木恭子

若桜神社社叢

八頭郡若桜町大字若桜
字宮ノ本六三〇―二、
六三三―一、六三三次
二、六三三―四、六三
四、六三四―一

若 桜 社 社

代表役員 春菜 重美

八頭郡若桜町大
字若桜六三四

地積 約一・四六ヘクタール

形状 シラカシを中心にヒノキ、モミの大木が混つた森林で、シラ
カシの多い典型的な極相林である。